（法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める要件）

第百六十二条の十九　法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行うものその他国土交通大臣が定める要件に該当するものであることとする。

（法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める期間）

第百六十二条の二十　法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

2　技能発揮訓練を修了したことにより、法第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行うことができる期間（以下この項において「管制圏操縦等可能期間」という。）が満了する日の四十五日前から当該管制圏操縦等可能期間が満了する日までの間に、新たに技能発揮訓練を修了した場合は、前項の期間は、同項の規定にかかわらず、二年に、当該技能発揮訓練を修了した日から当該管制圏操縦等可能期間が満了する日の前日までの日数を加えた期間とする。

（法第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態）

第百六十二条の二十一　法第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態は、次に掲げる事態とする。

一　滑走路への誤進入

二　次に掲げる場所からの離陸

イ　閉鎖中の滑走路

ロ　他の航空機等が使用中の滑走路

ハ　法第九十六条第一項の規定により国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路

ニ　誘導路

三　前号イからニまでに掲げる場所又は道路その他の航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸

四　航空機の脚が下がつていない状態での着陸

五　飛行中における地表面又は水面への衝突又は接触

六　航行中における他の航空機その他の物件への衝突又は接触

七　前各号に掲げる事態に準ずる事態

（法第七十一条の六の国土交通省令で定める場合）

第百六十二条の二十二　法第七十一条の六の国土交通省令で定める場合は、第百六十二条の十九に規定する訓練を修了した者が航空運送事業の用に供する航空機に乗り組むことその他国土交通大臣が定める方法により法第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行う場合とする。

第二百二十一条の六　法第百十一条の六の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十五　（略）

三十六　法第九十九条の二の登録及びその更新

三十六の二　法第九十九条の二（法第九十九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

（新設）

（新設）

（新設）

第二百二十一条の六　法第百十一条の六の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十五　（略）

三十六　削除

（新設）